指示標識

［略］

補助標識

［略］

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

［(一)～(五)　略］

(六)　車両の種類の略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

| 車両の種類 | 略称 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 特定中型自動車 | 特定中型 |
| 準中型自動車 | 準中型 |
| ［略］ | |
| 特定中型乗用自動車 | 特定中乗 |
| 準中型乗用自動車 | 準中乗 |
| ［略］ | |
| 大型乗用自動車以外の大型自動車、中型乗用自動車以外の中型自動車、準中型乗用自動車以外の準中型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車 | 貨物 |
| ［略］ | |
| 特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車 | 特定中貨 |
| 準中型乗用自動車以外の準中型自動車 | 準中貨 |
| ［略］ | |

［二～四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

指示標識

［同上］

補助標識

［同上］

備考

一　［同上］

［(一)～(五)　同上］

(六)　［同上］

［同上］

| 車両の種類 | 略称 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 特定中型自動車 | 特定中型 |
| ［項を加える。］ | |
| ［同上］ | |
| 特定中型乗用自動車 | 特定中乗 |
| ［項を加える。］ | |
| ［同上］ | |
| 大型乗用自動車以外の大型自動車、中型乗用自動車以外の中型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車 | 貨物 |
| ［同上］ | |
| 特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車 | 特定中貨 |
| ［項を加える。］ | |
| ［同上］ | |

［二～四　同上］

**附　則**

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。